

平成 30 年 3 月 22 日

議会運営委員会委員長 小島 健一 様

予算委員会委員長 杉 本 透

予算委員会における大山奈々子委員の発言取消申出にかかる経過、及び予算委員会理事会での協議結果について、次のとおり報告します。

1 経過

- (1) 平成 30 年 3 月 15 日の予算委員会において、共産党の大山奈々子委員から、「昨日 3 月 14 日の私の質疑の中で、(特定の個人にかかる発言中) 事実が確認できない部分があったので、その部分を取り消したい」旨の発言があった。
- (2) 本件については、後刻、理事会で協議することが了承された。
- (3) 同日の予算委員会終了後、予算委員会理事会を開催し、その協議結果は次のとおりであった。
 - ア 大山委員からの発言取消の申し出を了承した。
 - イ 大山委員を入室させ、大山委員から、正副委員長及び各会派理事に対し、謝罪があった。
 - ウ 本職から、二度とこのような発言をしないよう嚴重注意を行った。
 - エ 共産党に対し、大山委員が当人に謝罪すること、当人への謝罪の経過を、共産党として今定例会中に理事会に文書で報告することを求め、共産党はこれを了承した。
- (4) 本日、予算委員会理事会を開催し、その協議結果は 2 のとおりであった。

2 平成 30 年 3 月 22 日の予算委員会理事会における協議結果

- (1) 発言取消にかかるその後の対応について、共産党から文書により「当人に電話したが不在で、メールにより今回の経緯と直接会って謝罪したい旨を連絡したところ、当人からメールで『議事録を訂正し、誤っている部分を是正してもらえれば十分』との主旨の回答があった」旨の報告があり、これを了承した。
- (2) 共産党に対し、今後できるだけ速やかに、直接、当人に謝罪すること、及びその結果を本職に報告することを求め、共産党はこれを了承した。
- (3) 共産党に対し、団として、大山委員に二度とこのようなことがないよう、嚴重注意を求め、共産党はこれを了承した。
- (4) 予算委員会記録の削除部分について、確認のうえ、了承した。
- (5) 協議結果について、各会派理事から予算委員会委員に周知願うこと、及び非交渉会派については本職から周知することを確認した。
- (6) 今回の経過及び協議結果について、本職から議会運営委員会委員長に報告することを了承した。